

余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着工及び完成日を設定することができる余裕期間制度の試行対象工事である。

工事の実施にあたっては、余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとする。